

令和7年度 第1回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和7年8月28日（木）14：00～

場 所 岡崎市役所東庁舎 701号室

出席委員 渡辺委員 都築委員 伊藤委員 浅野委員 壁谷委員

前本委員 日下部委員 坂口委員 山本委員 大木委員 塙委員

欠席委員 小出委員

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 吉田氏

事務局 福祉部 青山部長

ふくし相談課：伊奈課長 寺西副課長 鈴木係長 早川主査 浅野主査
熊谷主査

長寿課：内藤係長

障がい福祉課：坂口主査

社会福祉協議会：松澤事務局長

成年後見支援センター：勝田課長 中根係長 近藤副主任

1 開 会

2 報 告

(1) 令和6年度事業報告について

(2) 岡崎市成年後見制度利用促進計画の評価について

3 議 事

(1) 担い手確保の取組について

4 情報提供

5 議事録

- 報告1 令和6年度事業報告について

事務局より資料説明

(会 長) 候補者に対して団体で受任できなかったのは忙しいからですか。

(委 員) 時間がかかってしまう。専門職の数に対して申立て件数が増えており受任者が不足しています。

(会 長) 社会福祉士会ではどのくらい受任できるのでしょうか。

(委 員) 社会福祉士会で3年間研修を修了し、損害賠償保険に加入して初めて受任できるが、毎年10人弱しか増えていません。社会福祉士は常勤で勤務しているため、弁護士や司法書士のように仕事の中で受けていることとは異なるので厳しいです。

(会 長) 職務専念義務で職場の理解が得られないことがありますか。

(委 員) はい。

- (会 長) 難しいのは業務に影響が出るからですか。
- (委 員) 社会福祉協議会でも職務専念義務が厳しい状況です。受けられないケースは昼間に動く必要がある在宅ケースが多く、施設のケースは夜間や休日に対応できるが平日昼間動ける人は岡崎市には2名程度しかいないためできない状況です。
- (会 長) 社会福祉士がどのような条件だったら受けられるというような基準を社会福祉士会として出すことはできないでしょうか。候補になってから調整不可になっているのですよね。
- (委 員) 調整の場でも受けられないという意見はしていますが、福祉的要素が多いものは、法人後見や社会福祉士になります。社会福祉協議会が法人後見をやっていないく、過去に受けていた経緯もあるので、法人後見で受けてほしいとも思っています。
- (会 長) 受任調整会議で出席するのは、社会福祉士会の代表ですか。個人を特定して候補者があがるのでしょうか。
- (委 員) 会の代表として出席しています。会に持ち帰って受任調整は今まではしていません。これからは必要になると思います。
- (会 長) 自分が受けられないときに、会議を開いて人を探すことができるのでしょうか。
- (委 員) 社会福祉士会は、その月の社会福祉士会の三河地区の受任調整会議にかけます。
- (会 長) 社会福祉士会は仕組みとしてできているのですね。行政書士会はどうでしょうか。
- (委 員) 岡崎支部会の中で、役員で受けられる人がいるということを把握しています。
- (会 長) 司法書士会は、どうでしょうか。
- (委 員) 調整会議は出ていないのでわかりませんが、司法書士会は、愛知県のリーガルサポートが調整しているのではないのでしょうか。
- (会 長) 調整会議にはリーガルサポートから出席しているということですね。弁護士会はどうですか。
- (委 員) 詳細は承知していませんが、弁護士が出ています。受任者不足で選任できないという課題ですが、候補者数に対して選任実績が多い場合もありますが、具体的にマッチングなのか数の問題なのか、報酬が問題なのか、様々な課題があるとは思いますがいかがでしょうか。時間がかかるというのは、受任調整会議での選任に時間がかかるのか、団体にお願いした後の問題なのか、家庭裁判所に提出した後の問題なのかいかがでしょうか。この会議で話し合うことについて、どういった点を検討したい

のでしょうか。

(事務局) 受任調整会議の委員については、各団体から委員を推薦していただいています。受任者不足については、社会福祉士会でも見つけられない、法人後見についても受任可能件数に限りがあると認識しています。受任者が見つからなかった場合は、家庭裁判所が別の団体に依頼して候補者を探すため、昨年度 10 か月調整に要した事案もありました。受任していただける団体を探したり、市民後見人を養成したりしています。

(会 長) 家庭裁判所は、候補職種にこだわって探すのでしょうか。

(委 員) 調整会議で社会福祉士となって調整がつかない場合は、メールで調整をかけて、調整できない場合は、後見センターに戻しています。裁判所が異なる職種に依頼するケースもあります。市外の人が受けてくださる場合もあります。団体が受けなくて法人後見になったこともありますか。

(事務局) 受けています。

(会 長) 各団体で受任に積極的なるにはどのようにしたらいいのでしょうか。

(委 員) 受けられる人はすでに受けています。法人後見で受ければ市民後見人につなげることができるのではないのでしょうか。人件費を挙げて、後見センターの職員を増やしてほしいと思います。

(会 長) 予算の目途は立っていますか。

(事務局) 財政状況が厳しいため具体的には立っていません。

(会 長) 法人後見は何名で担当していますか。

(事務局) 3名で担当して、1名が兼務です。現在法人後見は 18 件で今年度に入ってから、毎月 1 件ずつ受けている状況です。1 名あたり 5～6 名を受けています。安定したケースは他の職種に回しているので困難事例を受けています。

(委 員) 社会福祉士は勤務している人で 1 名あたり 3 名受けています。私は、13 名持っています。フリーの人は 20 名前後受けています。

(会 長) 他の後見センターは 1 人あたりどのくらい受けているのか調べてみてもいいかもしれません。

(事務局) 議事に関連するので資料 3 を説明します。

- 議事 1 担い手の確保の取組について

事務局より資料説明

(会 長) 市民後見人が対応する事例は安定している事案であり、今回考えている事案とは異なるのではないですか。

(事務局) 法人後見の支援員となっていただくことになります。

(会 長) 市民後見人が支援員になれば少し受けられるかもしれません。1 人 5

件が妥当なのでしょうか。

(事務局) 法人後見の職員3名は専従ではなく後見センター業務をしながら受けている状況です。

(会長) 兼務を外して選任にするという方針はありませんか。

(事務局) 成年後見制度の普及啓発や相談は委託業務ですが、法人後見業務は委託業務には入りません。福祉事業団が実施していますが、他の社会福祉法人にも担ってもらいたいと考えています。

(会長) 社会福祉協議会の機能を充実させていくのか、岡崎市は他の法人に依頼していくのか、委員の皆様はどのように考えますか。

(委員) 田原市の社会福祉協議会には長く従事している職員がいるのを知っているが、岡崎市は人が入れ替わっており、危惧しています。育成体制も作ってほしい。

(会長) 受け皿確保としてはどのような体制が必要でしょうか。

(委員) 今の状況で後見をつけるのは不安定だから待っているという状況です。受け皿がはっきりしない、成年後見の改正でスポットが可能になるようにしてほしいと思っています。

(会長) 受任調整しても見つからない、法人後見の受け皿も限界がある、市民後見人を増やし、精神保健福祉士もお願いしたいという案です。それでなんとかなるか案を出していただければと思います。

(委員) 後見が付く際に、対象者は制度の説明が理解できない、親が施設に入るために後見人を付けた事例を知っています。息子が知的障がい者で障害年金だけでは生活できない、後見人がついたがために母の財産は動かせない、息子が生活できないという事案を知っていますのでそれを何とかしてほしいと考えています。

(委員) 法人後見の受任ケースが困難事例ばかりなのでそれを市民後見人が行うのは難しいのではないのでしょうか。

(事務局) 困難事例の増加については、1つの対策では対応できないので、後見人の負担を減らすために、関わる医療・福祉職へ権利擁護の研修を行うなど、一緒に対応することで負担を減らしリレーできるようにしていきたいと考えています。各所の人材についても直ちに確保もできず、育成も時間がかかるため、これまで携わってこられなかった法律職の方が携われるようにしていければと思っています。

(会長) 将来的な増加に対応するための根本的な解決になるのか、事務局はどう見ますか。

(事務局) 制度改正でスポット利用がどうなるか、法律事務の手間が負担となっているので、マイナンバーやDXでどれだけ改善していけるか、効率化

を図るしかないと思います。多くの専門職に関与してほしいので、どういった連携ができるのか、どのような仕組みなら関わりやすいのか、成年後見に関心を持っていただければと思います。

(委員) 行政への普及が課題だったが、逆に法律職への要請が来ていることに感動しました。

(会長) それぞれの会がどんな協力ができるでしょうか。

(委員) 効率化の話もあるが権利擁護が大事であり、市であればどのような政策、仕組みを作るのか、見えにくいと思います。ニーズ調査やエビデンスが見えにくい印象を持っています。

(会長) 受任体制をどうするのか、そこに小さな努力をすることになるのではないのでしょうか。

(事務局) 行政が受ければできるのであればやっていることであり、現状は難しいから国も市も市民後見人の養成をしている状況です。どのように活躍してもらうかの試案と少しでも受任していただくかたを増やすということで精神保健福祉士会に依頼したいと考えています。少しでも後見人を増やすための方策として、市民後見人が活躍できる環境づくりと後見人受任者の裾野を広げるために議案として出させていただいております。

(会長) 2年目以降の活動について異論はないですが、この業務について人員が必要ですよね。市民後見人候補者の台帳登録について意見はありますか。精神保健福祉士に依頼することは賛成です。

(委員) 今年から裁判所の報告書様式が新しくなり、本人の意思確認について細かく書くようになっていきます。本人に会ったのか、誰から情報を得たのかなどを記載できるほうがいいと思います。チェックシートのようなといいと思います。面会した人とその職種、本人の言ったことか、本人の言った通りに決定したのか、そうでないのか、などを書きます。そういった記録があった方がいいと思います。

(会長) 実際のものと同じ内容を書いた方が練習になるだろうということですね。

(会長) 申請書に全て添付されますか？

(事務局) これは、支援人の活動記録となりますので、全てを家庭裁判所への申請時に添付することは想定していません。

(会長) 支援員としての記録ということですね。

(事務局) 支援員として活動した後に市民後見に移行していくので、支援員の活動記録になります。

(委員) 支援員の活動記録案というのは資料3の担い手確保の取組の2年目以

降の支援員活動に使うということですか。

(事務局) 登録前後の支援員活動で使うものです。

(委員) 支援員の方が法人後見の内部の従事者ということですかね。

(事務局) 法人の雇用を受けて一員でやっていただくことになります。

(委員) 社会福祉協議会の法人後見を行うということですね。社会福祉協議会の独自事業ですね。社会福祉協議会の内部文書ということですね。どのような根拠で市に提出するのでしょうか。本人の情報を市に提出して評価するのでしょうか。後見業務は裁判所に報告しますが、この記録はどのように取り扱われますか。

(事務局) 支援員の活動記録を市に提出いただくことはありません。活動記録が受任調整会議の資料として出されることはありますが、市として回収することはしません。春日井市を参考にしており受任調整会議で様式1、2を提出するという案です。

(会長) 上司だけ見ればいいのではないのでしょうか。

(委員) 市民後見人の書式があれば様式が変わるのでしょうか。

(事務局) 家庭裁判所の様式があるので、実際に運用する社会福祉協議会の方で家裁の様式を参考に作成させていただいてよろしいでしょうか。

(会長) 支援員に指示する内容を記載するのはどうでしょうか。

(委員) 支援を受けるかたの情報、支援員の方自体の活動内容等それぞれの情報主体に応じて、個人情報の取り扱いをどのようにするかは留意してほしいです。

(委員) 支援員を後見人に選任するかというときに、活動記録を見るかどうかという不要だと思います。上司の評価を伝えていただければ日々の記録は不要だと思います。

(事務局) 成年後見センターの評価や活動のまとめでもいいかもしれませんので検討します。

(会長) このまま受任調整会議に出すのは否定的な考えが多い印象です。精神保健福祉士会には依頼していただければと思います。他に受け手を増やす努力としてご意見はありますか。後見関係の専門職相談会はだれが関わっていますか。

(事務局) 法律職と社会福祉協議会職員の社会福祉士が対応しています。

(会長) 社士会から相談員として出ていくことは可能でしょうか。行政書士会はどうですか。

(委員) コスモス成年後見センターに所属しないと成年後見の受任ができません。岡崎支部ですぐに受任できる人は少ないです。

(事務局) 相談会の頻度は毎月行っていますが、申立てをするかどうか、先に解

決する課題があるかなどを成年後見制度に関するものに限定しての相談になります。

- (委 員) 後見人を選任するのは最終的に家庭裁判所なので、そこで選任されるかどうかというところがあり、専門職ごとにそれぞれの職務の法律がありますので、専門職ごとの職域・担当できる業務にも留意しながら検討いただければと思います。各団体の毎に研修・推薦などを行っていると思うので、そういった関係にも留意いただければと思います。
- (会 長) 法人後見の人数を増やすべきなのか兼務を外すべきなのか他の市町村の状況を調べていただければと思います。
- (会 長) 市民後見人の養成後、人が充実してきたら、推薦対象の要件を広げていく時期も来るかもしれませんね。
- (委 員) 資料3の支援員活動について、日常生活自立支援事業も担っていただきたいところですが、10 時間を終えた後も担っていただけるのでしょうか。
- (事務局) 日常生活自立支援事業の支援員活動を希望があれば継続いただく仕組みになっています。
- (会 長) 既に従事しているのでしょうか。
- (委 員) まだです。
- (委 員) 実務研修はすでに終了したのでしょうか。
- (事務局) 3 日間計 6 時間の座学は終了しています。訪問同行実習を 4 時間行っているところです。

以上